

スタートアップ創出補助金交付要綱

（通則）

第1条 スタートアップ創出補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この要綱は、若者、学生による創業に対し、その経費の一部を補助することにより、本市におけるスタートアップの創出を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社

（2）創業 事業を営んだことがない個人が、新たに個人として事業を開始すること又は新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始することをいう。

（3）若者 補助金を申請する日において、35歳未満の者

（4）学生 補助金を申請する日において、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校（以下「大学等」という。）の教育を受けている35歳未満の者

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 第7条第2項に規定する補助金の交付決定の日以降に創業し、その代表となる若者又は学生であること。
- (2) 市内に住民票を有し、かつ、市内に主たる事業所を設置して事業を営む者であること。
- (3) 許認可等を要する業種にあつては、既に当該許認可等を受けている者又は当該許認可等を受けることが確実と認められる者であること。
- (4) 交付の申請をする日の属する年度の前々年度の4月1日から創業する日の前日までにおいて福井市創業支援等事業計画で定める特定創業支援等事業の支援を受けた者であること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) これまでに本市が行う創業に関する補助事業の交付決定を受けたことがないこと。
- (7) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第2条の目的に適合し、かつ、次の全ての要件に該当する事業とする。

- (1) 福井県信用保証協会の定める保証対象業種であること。
- (2) 国、県、市その他の公的機関が実施する同種の補助金を受けている事業でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項に基づき許可を受けなければならない

い事業でないこと。

(4) 支店、支社、フランチャイズチェーン店、のれん分け等としての事業でないこと。

(補助金の交付)

第6条 市長は、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表第1で定める経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（当該経費に係る消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助の限度額、補助率及び補助期間は、別表第2に定めるとおりとする。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) スタートアップ創出補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第1号の2）

(3) 住民票の写し

(4) 大学等に在学していることを証する書類の写し（学生に限る。）

(5) 市税の全税目に係る納税証明書

(6) 創業予定事業所の現況写真及び地図

(7) 対象要件一覧表（様式第1号の3）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書が提出された場合は、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、当該補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必

要に応じ条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

- 3 市長は、前項の規定による決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、スタートアップ創出補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（計画変更の承認等）

第8条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、スタートアップ創出補助金計画変更承認申請書（様式第4号）に当該変更を証する書類を添えて、事前に市長の承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定に係る事業（以下「交付決定事業」という。）の計画を変更するとき。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 交付決定事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 前項の場合において、市長は内容を審査し、適当と認めたときは、スタートアップ創出補助金計画変更承認通知書（様式第5号）により、交付決定事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

（実績報告）

第9条 交付決定事業者は、交付決定事業が完了したときは、スタートアップ創出補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) スタートアップ創出補助金実績概要書（様式第6号の2）
- (2) 事業所が賃貸物件の場合は賃貸借契約書の写し
- (3) 補助対象経費に係る納品書、請求書及び領収書又はこれらに代わるものの写し

(4) 事業所の現況写真

(5) 補助対象経費の対象物が明らかになる写真又は現物

(6) 許認可等を要する業種の場合は許認可証等の写し

(7) 会社を設立した場合は、登記事項証明書の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して60日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の末日（当該末日が休日に当たる場合は、その直前の休日でない日）までのいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出された場合は、その内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定するものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1（学生にあっては、3分の2）を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は補助の限度額のいずれか低い額とするものとする。

- 3 市長は、補助金の額の確定をしたときは、スタートアップ創出補助金額確定通知書（様式第7号）により交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条第3項の規定による通知を受けた交付決定事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、市長に対しスタートアップ創出補助金交付請求書（様式第8号）により請求しなければならない。

- 2 市長は、前項による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 1 2 条 市長は、交付決定の後、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 8 条第 1 項第 2 号の申請があったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の目的又はこの要綱の規定に反したとき。
- (5) 正当な理由なく、第 1 4 条第 1 項に規定するフォローアップ面談を受けなかったとき。
- (6) 同一の経費について、国、県、市その他公的機関が実施する同種の補助を受けるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

(補助金の返還)

第 1 3 条 交付決定事業者は、前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該取消しに係る金額を市長が別に定める日までに返還しなければならない。

2 交付決定事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限後に納付したときは、福井市市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年福井市条例第 3 9 号）の例により延滞金を納付しなければならない。

(経過報告及びフォローアップ)

第 1 4 条 交付決定事業者は創業後 6 月を経過して以降の確定申告ごと（交付決定事業者が会社を設立した場合は決算ごと）に合計 2 回経営

専門指導員によるフォローアップ面談を受けるとともに、スタートアップ創出補助金経過報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

（1）個人の場合は、確定申告書の写し

（2）会社を設立した場合は、決算書の写し

2 前項に規定する報告書の提出期限は、フォローアップ面談の日から起算して30日を経過する日までとする。

3 市長は補助事業に関し、必要に応じて、交付決定事業者から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

（補助対象事業の経理等）

第15条 交付決定事業者は、補助対象事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、当該補助金が交付された日を含む年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 （第 6 条 関 係）

経 費	補 助 対 象 経 費
工 事 費	・ 事 業 所 等 に 係 る 改 築 、 解 体 及 び 撤 去 等 に 必 要 な 工 事 に 要 す る 経 費
設 備 費	・ 事 業 実 施 に 必 要 な 機 械 装 置 、 器 具 等 の 購 入 、 改 造 に 要 す る 経 費
備 品 購 入 費	・ 事 業 実 施 に 必 要 な 物 品 の 購 入 に 要 す る 経 費 (車 両 及 び 汎 用 性 の あ る 物 品 を 除 く 。)
商 品 開 発 費	・ 事 業 に 係 る 商 品 開 発 の た め の 試 作 費 の う ち 、 外 注 加 工 費 、 委 託 費 、 産 業 財 産 権 導 入 費
広 告 宣 伝 費	・ パ ン フ レ ッ ト 、 カ タ ロ グ 等 の デ ザ イ ン 及 び 印 刷 に 要 す る 経 費 (名 刺 の 印 刷 費 は 除 く 。) ・ 新 聞 、 テ レ ビ 、 ラ ジ オ 、 雑 誌 、 ホ ー ム ペ ー ジ 、 ウ ェ ブ 広 告 等 広 告 宣 伝 に 要 す る 経 費
会 社 設 立 経 費	・ 会 社 の 設 立 に 伴 う 司 法 書 士 、 行 政 書 士 等 に 支 払 う 官 公 庁 へ の 申 請 資 料 作 成 経 費 (税 金 、 収 入 印 紙 代 、 各 種 証 明 書 交 付 手 数 料 等 を 除 く 。)

別表第 2（第 6 条関係）

補助の限度額	30 万円
補助率	2 分の 1（ただし、学生の起業にあっては 3 分の 2）
補助期間	交付決定の日から同日が属する年度の末日（当該末日が休日に当たる場合は、その直前の休日でない日）まで